

志田林三郎博士顕彰会 規約



(名称・所在地)

第1条 この会は、志田林三郎博士顕彰会（以下「会」といいます。）と称し、会の事務局を、多久市北多久町大字小侍7-1 多久市中央公民館内に置きます。

(目的)

第2条 会は、多久出身の先覚者志田林三郎博士（以下、志田博士といいます。）の遺徳と業績を顕彰し、科学・文化の振興発展と次世代を担う若人の育成に寄与することを目的とします。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 志田博士の遺徳や業績を国内外に発信します。
- (2) 志田博士が誕生された12月25日を記念日として、志田博士に因む科学・文化事業を実施します。
- (3) 児童・生徒の知的好奇心や探究心が高まる活動や、科学技術・理科大好き人間の育成に資する活動を行います。
- (4) 志田博士に因んだ科学・文化賞制度等を設けるとともに、科学・文化の振興を奨励します。
- (5) その他、会の目的達成に必要な事業を行います。

(会員)

第4条 会の会員は、会の趣旨に賛同する者とし、入会しようとする者は個人、団体、法人、機関を問わず誰もが入会できます。

- 2 会に入会しようとする者は入会届けを会長に提出するものとします。
- 3 会の会員は以下の通りとします。

- | | |
|---------|--|
| ①正会員 | 会の趣旨に賛同し年会費を納め、会の活動に協力する者 |
| ②ジュニア会員 | 会の主催する顕彰事業に参加する者又は年会費を納めた者 |
| ③賛助会員 | 本会の趣旨に賛同し財政面での支援を行う者 |
| ④特別会員 | 本会の趣旨目的の実現に重要な役割を担っていただく方々で、会長の推薦により理事会で承認された者 |

(会費)

第5条 会の会費は以下のように定めます。

- | | | |
|------------|--------|--------------|
| ①正会員年会費 | 個人：千円 | 団体、法人、機関：五千円 |
| ②ジュニア会員年会費 | 五百円 | |
| ③賛助会員 | 特に定めない | |
| ④特別会員 | 特に定めない | |

(役員)

第6条 会に次の役員を置きます。

- | | | | | | |
|----------|----|----------|-----|--------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 2名 | (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 | (5) 企画委員 | 若干名 | (6) 監事 | 2名 |

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とします。但し、再任を妨げません。

(役員選出)

第8条

- (1) 会長は多久市長、副会長は多久市議会議長及び多久市教育長を充て、理事、及び企画委員は会員の中から会長が選任し、総会で承認を受けるものとします。
- (2) 事務局長は中央公民館長を充てます。
- (3) 監事は会員の中から理事会で選任し、総会の承認を受けるものとします。

(役員選任)

第9条 役員任期は次の通りです。

- (1) 会長は会を代表し会務を総理し、総会及び理事会の議長を掌ります。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。
- (3) 理事は会の事業計画・予算、その他の事項を審議します。
- (4) 企画委員は第3条の趣旨に適った事業の企画を行います。
- (5) 事務局長は会の会計及び庶務全般を掌理します。
- (6) 監事は会の会計を監査します。

(名誉会長・顧問)

第10条 会に名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができます。

- 2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長の推薦により理事会の承認を得てこれを委嘱します。

(会議)

第11条 会の会議は、総会、理事会、企画委員会とし、会長が召集します。

- 2 総会は年1回開催し、事業計画、予算、事業報告、決算及びその他の事項の承認を受けるものとします。
- 3 理事会は会長、副会長、理事、事務局長で組織し、事業計画、予算、事業報告、決算及びその他の事項を審議します。
- 4 企画委員会は事業計画案などを協議・立案し、理事会に提出します。
- 5 2号の規定にかかわらず、理事会において必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができます。

(経費)

第12条 会の経費は、会費、寄付金、補助金、交付金その他の収入をもって充てます。

(会計年度及び会計監査)

第13条

- (1) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- (2) 監事は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告します。

第14条 会の規約の改正は、総会の議決を必要とします。

(規程の制定)

第15条 理事会は、この規約を実施するにあたって必要がある場合には、規約を定めることができます。理事会は、規程を制定した時には、次の総会に報告し、承認を得なければなりません。

附 則

本会は平成22年(2010年)9月1日に設立するものとします。
本規約は平成22年(2010年)9月1日より施行します。